

第四十八回 参議院社会労働運輸委員会連合審査会會議録第一号

昭和四十年五月七日(金曜日)
午前十時三十分開会

委員氏名
社会労働委員

藤田藤太郎君
鹿島 俊雄君
丸茂 重貞君
杉山善太郎君
藤原 道子君
龜井 光君
川野 三曉君
木村 隆男君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
竹中 恒夫君
館 哲二君
山本 杉君
横山 フク君
阿具根 登君
小柳 勇君
鈴木 強君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

運輸委員
委員長
理事
理事
理事
理事
理事

松平 勇雄君
江藤 智君
金丸 富夫君
前田佳都男君
吉田忠三郎君
天埜 良吉君
井野 碩哉君
加賀山之雄君
上林 忠次君

出席者は左のとおり。
社会労働委員

委員長
理事

藤田藤太郎君
丸茂 重貞君
杉山善太郎君
藤原 道子君
龜井 光君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
竹中 恒夫君
横山 フク君
小柳 勇君
鈴木 強君

委員

運輸委員
委員長
理事

松平 勇雄君
江藤 智君
前田佳都男君
吉田忠三郎君
加賀山之雄君

國務大臣
運輸大臣 松浦周太郎君
労働大臣 石田 博英君
公正取引委員会事務局長 竹中喜満太君
警察庁刑事局長 日原 正雄君
運輸省海運局長 若狹 得治君
運輸省港務局長 佐藤 肇君
労働政務次官 始関 伊平君
労働省労働局長 三治 重信君
労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省職業安定局長 有馬 元治君
常任委員会専門員 中原 武夫君

説明員
労働省労働基準局監督課長 東村金之助君
事務局側
局長 元治君

本日の会議に付した案件
○港湾労働法案(内閣提出、衆議院送付)

〔社会労働委員長藤田藤太郎君委員長席に着く〕

○委員長(藤田藤太郎君) これより社会労働運輸委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が連合審査会の委員長職をつとめます。

議事に先立ち、本日の連合審査会の運営につきまして、社会労働運輸両委員会の委員長及び理事打合会で決定いたしましたことを御報告申し上げます。

本日は、まず、労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りたく存じます。質疑は、運輸委員の方を優先して行なうことになりました。ただいまのところ、質疑を希望されておる方は、運輸委員では吉田理事、相澤、小酒井、浅井の各委員、社会労働委員では杉山理事、小柳委員でございます。連合審査会は一応午前中に終了したいと存じますので、質疑の時間等は適宜調整させていただきますことなるかもしれませんが、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

港湾労働法案を議題といたします。

まず、政府より本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。石田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) ただいま議題となりました港湾労働法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のごとく、港湾は海陸輸送の連結点として、国際貿易、その他国民経済にとって重要な地位を占めております。しかるに、わが国の港湾の実情をみますと、その機能を果たすための必須の条件である港湾労働の近代化は、欧米諸国に比し、また、他産業に比較いたしましても著しく立ちおくれであり、雇用の不安定、労働災害の多発、福祉施設の未整備等の事情にあるため、必要な労働力が確保できず、港湾における荷役にはしばしば渋滞を来しているのが現状であり、このまま放置いたしますと、近い将来において、国民経済の発展に重大な障害を及ぼすことも予想されるのであります。もちろん政府といたしましては、従来から、港湾における労働力の確保と港湾労働者の福祉の増進のために鋭意努力し、日雇港湾労働者

の職業紹介を専門とする公共職業安定所を設置するなど、港湾労働者の職業紹介体制の整備、労働条件の維持向上のための指導及び監督の重点的実施、関係業界における自主的災害防止活動の促進、雇用促進事業団による住宅等の福祉施設の設置その他各般の施策を実施してまいりましたが、わが国の港湾の複雑性、特殊性のため、現行法の運用による行政措置のみによりましては、遺憾ながら十分な効果をあげることができない現情にあるのであります。

このときあたり、昨年三月、かねて港湾労働及び港湾の運営、利用の改善策について審議中であった港湾労働等対策審議会から、内閣総理大臣に対して、港湾労働者の登録制度の創設や日雇港湾労働者の不就業時における対策等を骨子とする港湾労働対策についての答申が提出されたのであります。政府としましては、国民経済の中で占める港湾問題の重要性、貿易の伸張に伴う必要労働力確保の緊要性とあわせて、人間尊重、社会開発の見地から、この答申の趣旨を十分尊重しつつ港湾労働対策についての検討を重ねた結果、港湾運送に必要な労働力の確保と港湾労働者の福祉の増進をはかる方策についてその成案を得ましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一に、この法律は、港湾運送事業法第二条第一項の港湾運送のうち、いわゆる船内、はしけ、沿岸及びいかだのいずれかの作業またはこれらに準ずる作業を行なう事業に適用することとし、また、適用港湾は政令で指定することとしておりますが、当面は東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門のいわゆる六大港を中心に適用することとし、必要に応じ、漸次これを拡大していく考えであります。

第二に、労働大臣は、毎年、港湾ごとに港湾雇用調整計画を定めることとし、その計画においては、港湾ごとに必要とされる港湾労働者の数及び

そのうちの日雇い港湾労働者の数を定めるとともに、港湾労働者の職業紹介、職業訓練、その他港湾労働者の雇用の調整に関する重要事項を定めることとしております。その際、日雇い港湾労働者の数を定めるにあたりましては、常用港湾労働者の雇用の促進に資するように配慮を加えることとしております。なお、計画の作成にあたりましては、港湾に関する施策の総合調整に関する事項を審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として設置される港湾調整審議会にはかることとしております。

第三に、港湾における日雇い労働者の確保とその雇用及び生活の安定をはかるため、日雇い港湾労働者を中心とする雇用の調整を行なうこととし、次のような諸措置をとることとしております。

その一は、日雇い港湾労働者の登録制度であります。公共職業安定所は、港湾労働者としての適格性を備えた日雇い労働者について、その者の申請に基づき、港湾雇用調整計画において定められた日雇い港湾労働者の必要数の範囲内で、これを登録することとし、登録日雇い港湾労働者には、荷役に従事する間、登録票を携帯せしめることにより、その身分を明確にすることとしております。

また、常用港湾労働者については、事業主から公共職業安定所に届け出させることとし、港湾荷役に従事する間、常用港湾労働者証を携帯せしめることにより、その身分を明確にすることとしております。

その二は、日雇い港湾労働者の雇用の調整であります。港湾運送事業者が日雇い港湾労働者を雇い入れる場合には、原則として公共職業安定所の紹介によらなければならないこととし、この場合、公共職業安定所は、まず登録日雇い港湾労働者を紹介し、なお不足するときは登録された者以外の日雇い港湾労働者を紹介することとしておりますが、それでもなお不足する際は、例外的に事業主の直接雇入れを認めることとしております。また、登録日雇い港湾労働者は、公共職業安

定所長の指示するところにより、公共職業安定所に出頭し、その紹介を受けて港湾荷役に就労することを要することとしております。なお、このほか、公共職業安定所は、労働条件に関する法令違反等があつて、その紹介する港湾労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、その事業主に対し、港湾労働者の紹介を停止することができるとしてしております。

その三は、登録日雇い港湾労働者に対する雇用調整手当の支給であります。雇用調整手当は、登録日雇い港湾労働者が公共職業安定所の指示するところにより出頭したにもかかわらず港湾荷役に就労できなかった場合において、公共職業安定所長の証明に基づき、雇用促進事業団が支給することとしております。雇用調整手当の日額は、その者の賃金等級に応じ、賃金額のおおむね六割を目安として定めることとしております。

その四は、港湾荷役に就労できなかった登録日雇い港湾労働者に対して行なう訓練であります。この訓練は、公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した登録日雇い港湾労働者に対して、港湾荷役に従事するために必要な知識及び技能を習得させるために、雇用促進事業団が実施するものであります。

その五は、登録日雇い港湾労働者のための福祉事業であります。これは、登録日雇い港湾労働者のための福祉施設の設置及び運営、その他これらの労働者の福祉を増進するための事業として、雇用促進事業団が行なうこととしております。

その六は、登録日雇い港湾労働者に対する退職金共済制度の適用であります。港湾運送事業者が団体を設立して労働大臣の認定を受けた場合におきましては、その団体の構成員である港湾運送事業者の雇用する登録日雇い港湾労働者に対し、その登録の期間に応じて、中小企業退職金共済法に基づき退職金を支給することとしたのであります。

以上、職業訓練の実施、福祉施設の整備、はしけ内居住の解消等に関する事業主の努力義務及び国、地方公共団体の援助義務について規定するとともに、雇用調整手当の支給に要する費用に充てられる納付金の徴収及び国庫補助、不服審査、都道府県知事の権限、違反行為に対する罰則等について所要の規定を設けましたほか、その附則におきまして、関係法律の条文につき所要の整備をいたしてあります。

なお、この法律によるこれら諸措置の実施にあたりましては、効力調整審議会、中央職業安定審議会、適当な港湾ごとに設置される地区職業安定審議会にはかり、その円滑な運営をはかる所存であります。また、港湾運送事業の近代化及び港湾の運営、利用の改善に関する対策の実施を担当する関係機関とも緊密な連携を保ち、もって港湾労働対策の実効をあげてまいれる所存であります。

以上簡単にございましたが、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) それでは、これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑のある方は、順次御発言を願います。

○浅井亨君 この法律案の趣旨でございますけれども、港湾労働者の常用化促進が日雇い労働者の固定化のおそれがあるのですが、日雇い労働者に対する優遇措置が、かえってこの日雇い労働者を固定化すると思われるのですが、こういう点に対してはどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(有馬元治君) 今度の法案の第四条にも常用化の促進を第一義に考えるという訓示規定が盛り込まれておりますし、それから、福祉施設の拡充整備につきましても、常用労働者に対して日雇い労働者と同様に充実をはかつていくという融資措置も講じてありますので、日雇いのほうが固定

化をするというふうなことのないような措置は十分講じてまいりたいと思っております。

○浅井亭君　そうすると、現在、港湾労働者の常用と日雇いの割合はどういうふうになっておりますか。また、将来はどのような見通しを持っておりますか。

○政府委員(有馬元治君)　六六港について大ざっぱに申し上げますと、三分の一が日雇い依存度になっております。答申では、御承知のように、これを四分の一に改善をしようというふうな御意見もございましたが、この法案では、法律上一律に四分の一というふうな規制はいたしません、できるだけ現状を漸進的に改善をしてまいりたい、こういう考え方で調整計画その他を策定する予定にしております。

○浅井亭君　この法律案の施行は成立後二年と延ばされておられますけれども、それはなぜそのように延ばされているのですか、もっと早くできないのですか。

○国務大臣(石田博英君)　できるだけ急いで実施をいたしたいと思っておりますが、この法律案の効果をあげますためには、やはり関係いたしまする港湾運営上の近代化、あるいは港湾運送事業の近代化というものと並行をいたしてまいらなければならぬ面がございますので、その並行いたしてまいらなければならないという二年という期間を設けたのであります。しかしながら、できるだけ実施の準備を急ぎまして、早く行ないたいと思っております次第でございます。

○浅井亭君　運輸省いかがですか、いまの問題について。

○政府委員(佐藤達君)　ただいま労働大臣からおっしゃられましたように、私も同様に思いますが、この制度は早く実施されることは望ましいわけでございますが、何ぶん新しい制度でございますので、十分準備をいたしまして、特に内閣には港湾調整審議会が設けられるわけでございまして、その意見が十分反映されて、施行後には支障なく運営される、そういうことを望んでいるわけでございます。

○浅井亭君　日雇い労働者の雇用は、原則として職業安定所から紹介を受けるということになっておるようですが、このただし書きを見ますと、門前雇用というのがある、こういう抜け道があるように思うのですが、こういう抜け道に対してはどのように考えておられるか、また、具体的にはどのような方法で防止されようとしておられるか、それについて伺いたい。

○政府委員(有馬元治君)　法案の十六条で、原則として登録労働者を雇用するというふうに、職安の紹介した登録労働者を雇用するということがなっておりますが、例外的に御指摘のような直接雇用の道が開けておりますが、これは例外中の例外で、この例外を乱用するということがないよう、省令その他でもきびしく規制をしてまいりたい、ということ、原則が曲がることのないような運営をやつてまいりたいと思っております。

○浅井亭君　この法案の内容を見ますと、日雇い労働者に対するいわゆるあふれ賃でございますが、これを支払うことになっております。そのようになつておりますが、そこで、まずお聞きしたいのはその額でございますが、一体どのくらい支給されるのでしょうか。

○政府委員(有馬元治君)　いま試算として考えておりますのは、最高七百六十円、最低三百三十円、それから、もう一つ中の段階で五百円、この三段階を考えております。

○浅井亭君　その三段階ですが、その負担は、労働者または業者、いろいろ負担の割合があると思うのですが、その負担はどのようになつておりますか。

○政府委員(有馬元治君)　国が三分の一を負担いたしまして、労働者は現在の日雇保険の保険料に見合う額を負担する、残りを事業主が負担する、大体事業主の負担が五割ちょっとに相なるかと思ひます。これも全体の調整計画の労働者の定数のきめ方等と関連してきまることでございますが、大体現在の見通しでそういった負担割合を予定して考えております。

○浅井亭君　そうすると、港湾運送業者が五割で、

○政府委員(有馬元治君)　五割強です。

○浅井亭君　強です。そうすると、この港湾の料金にはね返って、値段の値上がりというふうなことはお考えになりませんか、

○政府委員(有馬元治君)　必要定数のきめ方によつて若干異なりますが、二割から三割台程度のはね返りといひます。料金の対する影響度を考えております。もちろん定数を相当余裕をもつて考えた場合には負担率がもう少し上がるかと思ひますが、私どもの試算では、三万五千から四万程度の定数をきめた場合を想定いたしまして二割から三割をきつとこえる程度になるのではないかと、こういうふうな試算をいたしております。

○浅井亭君　いまの割合からいって、もっと国庫負担を多くするというその考え方はないのでしょうか。

○政府委員(有馬元治君)　これは失業保険制度等との均衡の問題もございまして、国が三分の一を負担するというのが現在の諸制度とのかね合ひからいひましたら最大限じゃないか、かように考えております。

○浅井亭君　最大限と言わないで、それを努力するお気持ちはあるかないか、最大限と言つてしまひますとそれつきりになつてしまふ。

○国務大臣(石田博英君)　いまも職安局長がお答え申し上げましたように、他の制度との関連がございまして、これだけを他の制度と違つた負担率にするというわけにはまいらないのであります。

○浅井亭君　そこで、失業保険その他との負担率を考へて三分の一といたしました。むろん運営上、しばらく今後運営をいたしてみたら上におきまして、支障があれば再考しなければならぬ場合もあり得ることは当然でございますが、現在のところ、現行の他の制度との均衡ということがございまして、これを御了承いただきたいと思ひます。

○浅井亭君　次いで、その労使双方の委員の調整

ですが、こういうところから考えまして、この中央港湾調整審議会の委員ですね、これに港湾労働者の代表を入れたほうがスムーズに円満にいくんじゃないかと、こういうふうにご考へるのですか。

○政府委員(有馬元治君)　その構成ですね、どのようにいふに考へておりますか。また、この労働者の代表を入れるお考えがあるのかないのか、その点をひとつ詳しく話していただきたいと思います。

○国務大臣(石田博英君)　この構成は、予算上計上されておりますのは五名でございますが、ただいまそれを運営の上で七名くらいにしたいと思ひております。これは直接には総務長官の所管でございますが、総務長官等と意見の交換をいたしまして、そうして港湾労働者の意見を代表する経験者二、それから、使用者の立場を代表する代表者二、そして公益委員三という構成がいまのところ妥当ではなからうかと、こう考へておる次第であります。

○浅井亭君　次いで、港湾労働災害防止協会というのが昨秋できましたが、現在まではどのような活動をしておられ、どのような実績があるのですか、ひとつ。

○国務大臣(石田博英君)　基準局長がいま他の会議に出ておりますので、監督課長から説明をいたさせます。

○説明員(東村金之助君)　港湾労働に関する災害防止協会は、先般国会を通りました労働災害防止団体等に関する法律というものに基つてできたわけでございますが、発足後間もないこともありまして、いま主として組織づくりを手がけております。しかしながら、それと同時に、仕事といったしましては、関係構成員の安全衛生教育の問題、それから、災害防止に関する自主規程の作成の問題並びに安全管理士、あるいは栄養管理士という制度がございまして、その活用の問題、こういうところからいま仕事を進めておる段階でございます。

○浅井亭君 この港湾労働者が他の職業に転職をした場合、労働省で行なっている職業訓練でですね、こういう転職のためにどのようなあつせんをやっておられるのですか、どういふふうにお考えになつておられるのですか、お知らせ願ひたい。

○国務大臣(石田博英君) この法律の中では、要するに港湾労働に従事するために必要な知識訓練というものがされておりますが、港湾労働からよそへ転職するという場合は、現在のところは一般の転職訓練と同様の立場で考えておる次第であります。

〔速記中止〕

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起こして。
○浅井亭君 これは港湾労働者の職安とほかの一般の職安との連絡は円滑にいくようになっておるのですか。

○政府委員(有馬元治君) 港湾労働専門の安定所は六大港に一方所ずつ六つございまして、これは性格は一般の職安と同じ性格のものでございまして、ほかの一般の職安との連絡は非常に円滑にいく仕組みになっております。いずれも当該府県の知事が統括するという組織になっておりますので、この辺の連絡はうまくいくようになっております。

〔速記中止〕

○委員長(藤田藤太郎君) 速記をとめて。

○委員長(藤田藤太郎君) それじや速記を起こして。
○杉山善太郎君 公正取引委員会の事務局長がお見えでしょうか。

○政府委員(竹中喜満太君) 来ています。
○杉山善太郎君 来ておられますか。いづれ運輸の委員がお見えになると思ひますので、その方にお譲りいたします。公取の事務局長、ひとつあなたにお尋ねしたい点から始めたいと思ひますが、いいですね。公正取引委員会は、一昨年の秋ごろ、言うならば三十八年の時点で、主として神戸

その他六大港などといわれるそういったところの、たとえば港湾の船内荷役の独占化の傾向について一応勧告をされたという、そういうふうについておるわけですが、その時点の前後の実情というものをひとつお聞かせいただきたいと、こう思ふのであります。

○政府委員(竹中喜満太君) 昭和三十三年の終わりに、船舶代理業者から公正取引委員会に、独占禁止法の四十五条に基づきまして、船内荷役作業を拒否されておるといふ申告がございました。これに基づきまして、私のほうで、御承知の全国港湾荷役振興協会、それから、東京港湾運安協定協会、名古屋港運協会、大阪港運協会、兵庫港運協会、この五つを調べまして、いづれも独占禁止法に違反するということで、先ほど指摘の昭和十八年の十月二十五日に審決をいたしました。あとの四件は、内容はほとんど同じでございます。

初めに、全国港湾荷役振興協会の事件の内容を簡単に御説明申し上げます。これは昭和三十一年ごろ、船内荷役料金を引き上げてほしいというような希望がございまして、運輸省にその意向をたてましたところ、運輸省の意向としては、船内荷役料金が順守されておるぬこういふ段階で値上げを認めることはできないというふうなことを言われたようでございます。そこで、何とかして船内荷役料金を安定させようというところから、話し合ひをいたしました。各支部ごとにそれぞれの港湾の実情に応じまして、港湾——この場合は船内荷役業者でございまして、従来の実績を尊重して、商社あるいは船会社、これをそれぞれ船内荷役業者の間で配分をする。それで、新しく取引をする場合には協会の承認を受けなければならぬ。もし違反した場合に、その収受した荷役料の倍額を拠出しなければならぬというふうなことをきめたわけでございます。これが独占禁止法の八条の一項一号の事業者団体が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ということで、独占禁止法八条一項一号に違反するということで審決いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(藤田藤太郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起こして。
○吉田忠三郎君 この港湾労働法案が提出されて、前々から非常に関心の高い法律でございまして、私も、私どもも読ませていただきました。法律を単独で出されたことにつきましては、従前の港湾労働の面から見ますと前向きにこの措置をされておるといふことは一面うかがえます。ですから、内容をしっかりと検討してみますれば若干の問題があるように考えられますので、幸い運輸大

し上げましたように、三十八年の十月に審決があつたわけでございます。

あとの四件は、大体内容は同じでございます。で、兵庫県の港運協会の例を引いて申し上げますが、これは昭和三十三年の四月で、港湾運送事業法が改正になりましたときに、運輸省の港湾局長から、港湾運送事業の料金を順守するようにという通達を日本港運協会に出されまして、日本港運協会も、何とかしてこれを安定させようということ、で、六大港の協会の会長会議を開きまして、どういふふうにしてこれを安定させるかということを討議したようでございますが、すでに名古屋の港運協会が安定のための対策を打ち出しておりましたので、大体これにならうとやるということ、で、兵庫県の港運協会も名古屋の例にならうと、先ほど申し上げましたと同じような線

○国務大臣(石田博英君) 港湾労働の現状に非常

に古い形のものでたくさん残つておる。しかも、現在の社会道徳から申しましていかかわしい慣習も残つていて、そういうものをこの法律を通じて直していききたい、絶滅を期したい、こういうのが趣旨でありまして、このたびは港湾労働者はみんな登録をすることを必要としたしております。きわめて例外を除きましては、みんな職業安定所を通じて雇用するというふうになっております。それから、その例外の場合においても、事後においてはこれを届け出をする義務を負わせておる。こういう方法によりまして港湾労働を取り替へて古い悪い慣習というものの除去につとめてまいりたいと思つておる次第でございます。

〔速記中止〕

○吉田忠三郎君 そうしますと、大臣がお認めになつておられますように、従来の雇用のあり方については、古い形、つまりいかかわしい形、結果的によくない形態になっておられます。ですから、それを改めるために、本来の法律に基づきまして職業安定所を通じて採る、こういうことのように私は答弁で理解いたします。そこで、この問題についてのみ考えてみますと、非常にりっぱな大臣の考え方が明らかになりましたが、具体的に、しからば大臣が現在ここでこういう答弁をしてお

臣並びに当面の担当の労働大臣がいらつしやいますから、二、三伺つておきたいと思ひます。

その一つは、毎回の例でございませうけれども、他の産業ではちよつと見受けることのできない雇用関係などがちらほらと出ています。具体的に申し上げますと、門外での雇用をしばしば行なつておる。これは今日非常に全港湾労働者にとつてみますれば大きな問題であるし、一面におきましては、労働雇用という面から見ても、非常に私は社会問題として取り扱つてまいらなければならぬ問題じゃないか。これについて、これは労働大臣の關係になると思ひますが、どういふふうな政府としては考えておるか、しかも、この法律との関連で一体どうお考えになつておられるかということ、をまずひとつ伺つておきたいと思ひます。

るおりからでも、これは各港の労働雇用として、依然としてやはり、大臣が答弁されたような古い形のものが行なわれている。これを一具体的に早急にどう処置するかということが一つ問題です。それから、大臣がこの委員会、いかがわしいということばで表現して答弁しましたけれども、端的にこの委員会がこうした問題をやはり掘り下げて、しかも、表面に出して料理するという段階にきているのじゃないか。その例は、毎回これまた社会労働委員会には関係のわれわれのほうの運輸委員会でもたびたび問題になりましたけれども、一体、港の労働問題はどう大臣は扱っているか。暴力の排除、これは運輸大臣にも関係ありますから、両大臣からこらあたりの政府の見解を私はお示し願いたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) 港の労働問題における暴力行為の存在、これは二つの面から考えられるのじゃないかと思うのであります。一つは、港の労働者の中に、しばしば暴力行為を行なう者が入って、多くの善良な労働者諸君に悪い影響や被害を与えていること。もう一つは、雇用関係の成立にあたって暴力行為が介入する、いわゆるやみ手配師というふうなものが介入するという問題だろふと思うのであります。その前段のことにつきましても、登録するのにあたりまして中央職業安定審議会にはかつて、一定の基準登録要件というものを設けて、それによって登録を行なうわけでありました。したがって、暴力行為の常習者は適格者と認められないわけでありまして、そういうことによつて登録面から排除していきたい、こう考えておるのであります。

それから、第二の、いわゆる職業安定法違反行為は、暴力を背景として行なういわゆるやみ手配師の問題であります。これは日雇い労働者その他を雇い入れる場合は、職業安定所の窓口を通さなければならぬという規定をすることによりまして手配師の活動する余地をなくして、こう考えておる次第でございます。

なお、法律の中にたゞいま御意見のような趣旨を盛り込んだ要項につきましては、安定局長からさらに詳しく御説明を申し上げたいと思ひますが、この法律の一つの大きな趣旨は、そういうものの排除を通じて港の労働の近代化ということを目ざしているのと御了解いただきたいと存じます。

○政府委員(有馬元治君) たゞいま大臣から御答弁ありましたとおりであります。条文的に申しますと、港の労働法案の第八条のところで登録の要件が書いてございまして、この三号に適格性の問題が規定してあります。それから、また、手配師の介入の余地をなくするという問題は十六条の条文でございまして、この本則に、事業主は安定所の紹介による登録労働者でなければ使用しないうけない、こういう原則を掲げておる点でございます。さらに、もう一つ、条文的に活用すれば暴力組織の介入を予防できるという条項は二十三条でございまして、暴力組織が介入する場合には、ほとんどいっていいほど労働条件が法令に違反する、あるいはピンはねをするというふうな場面がございまして、こういう場合にはこの二十三条でもって一カ月以内の紹介停止処分をするというふうな行政措置を規定しておりますので、港の労働に暴力組織が介入してくるということ、このそれぞれの条項を活用することによつて排除できる、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○吉田忠三郎君 大臣並びに局長の答弁を伺つて、かなりいま一般社会で心配されておるような問題が排除されるように伺えるわけですね。私もさういふふうになつてほしいと願ひしております。しかし、現実の問題として、これは一般的な社会からの暴力追放の問題もさることながら、港の労働における暴力介入というのは、これはその悪い面であり、古い因襲でありまして、かなりこの事業の実態といふか、形態といふか、さうした面から、これまた歴史的なものとあるかと思ふわけなんです。この法律がいまかりに本委員会を——これは社労が中心でございます

けれども、通過をしたとしても、局長がいま答弁をされたような状態に、しかも、国民が欲するような状態に直ちになるかどうかということについて、私はまだ若干心配が残つておるのです。したがって、この種の問題については、私は、もとより主管局でそれぞれの努力を払われるであらうというふうには存じますけれども、私は、あらゆる国のこれに関連する各省庁の総合的な、つまり力と申しますか、行政力と申しますか、さうしたもので、抜本的に、しかも、勇断を振つてやらなければ、私は、なかなか大臣が答弁したように、あるいは局長が補足答弁したような姿にならないのじゃないか、こう考えますので、ささやかであるけれども、国民の中にこういう心配があるとすれば、これをもう少し具体的にこの委員会を通して解決していただきたいというふうな思ひでございます。

○国務大臣(石田博英君) 現在かなりの歴史的経過をもつて、そしてまた、いろいろの努力が払われてもなお存在しているたゞいま御指摘のようないまいましい事件を除去いたすためには、行政当局者が非常な勇氣をもつて対処しなければならぬことは言うまでもございせん。と同時に、やはりさういふものの介入を許さないように、介在の余地をできる限り狭めていくような立法措置が必要であらうと思ふのであります。この法律はさういふ趣旨をもつてつくりました。したがつて、この法律の運営にあつて、私どもは、たゞいま御指摘のような勇氣をもつて、しかも、警察庁、運輸省その他関係各官庁等の協力を得て効果あげられるように全力を尽くしてまいりたい。特に私どもだけでやれないことは、先ほど申しましたピンはねをしたり、あるいは不法なこの法律に違反するやうな行為をしたさういふ業者に対する処罰の問題でもあります。さういふことも厳格の態度をもつて臨むことはやはり必要であらう、さう考へておる次第であります。

○杉山善太郎君 関連。きょうは労働、運輸の両大臣もおられますので、関連というかつこうで両大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

私、思ひますに、この法律は、労働法的な側面と事業法的な側面と、言うならば二つの側面があると思ふのであります。したがって、本法のようななかなか新しい立法でありまして、いみじくも第九章に罰則規定がうたわれておりますが、これは一口に言うならば、業者には軽く、労働者には過酷であるというふうには私は極論せざるを得ないと思ふのであります。まあそれはそれといたしまして、本法第九章の罰則規定の以前の問題として、港の労働の近代化及び港の運輸事業の近代化に関連して若干の質問を労働、運輸の両大臣にしたいと思ふのであります。

あまり時間ありませんので、端的に申し上げますが、質問が二つあります。質問の第一点は、港の労働者の確保と雇用の安定、及び、港の労働の近代化と新秩序の確立に不可分な関係を持つ港の労働の近代化の免許基準の改正など、いわゆる港の近代化の問題について、たとえば労働管理の近代化のために事業の免許基準の改正を行なう等の場合に、運輸大臣は、事業の免許に際して労働大臣と協議すること、また、労働大臣は、悪質なものに要するにいろいろ組織暴力——主として港の労働には組織暴力の定着性というものが従来あるわけでありまして、今日なおこの定着性というものが陰に陽に容認されていくやうな形であるというところ、あとでこれは警察庁刑事局長も来ておられますので、別な機会に、社労の場合でも時間があれば承りたいと思ふのであります。さういふやうなことからいまして、この悪質な港の労働秩序に違反するやうな事業者に対しては、やはり労働大臣は日雇い労働者の紹介を停止するとか、あるいはさらに運輸大臣に対して、事業の規制であるとか停止、もしくは免許の取り消しといったことを請求することができようにする、いわば港の運輸事業法というものを抜本的に今後改正する必要があるのじゃないかというふうな考へておるわけでありまして、さういふ問題について、若干受け取り方のいかにいふことは、いわゆる港の労働法案を審議する過程

の中では飛躍した質問じゃないかというふうにお考えになるかと思ひますけれども、質問する私の真意はそうじゃなくて、現に港灣の組織暴力というものが定着性を持っておる、その地域に関する限り、やはり職安法あるいは労働基準法というものが浸透していないのだ、悪いことばで言うならば治外法権的な面もあり得るのだ、こういうふうな判断しておられますので、そういったような点について、ひとつ両大臣からやはり腹藏のない御所信をこの連合審査の場で表明していただきたい、こう思うのであります。

○国務大臣(石田博英君) 運輸大臣が許可を与えられるにあたりましては、その重要な基準は、一つには、やはりその業者に法律違反行為があるかないか、あるいは法律違反行為が行なわれる危険があるかどうかということが大きな材料になると思うのであります。私どもの所管いたしております労働行政上、本法律、職業安定法、労働基準法その他の違反行為を行なつた者は法によって告発をいたします。したがって、それが当然運輸大臣がその責任において許可を与えられるべき重要な基準になるだろうと確信をいたしておりますのであります。法律上の規定はなくても、事実上の協議を通じて、労働行政上いかにわしい業者に対しては、運輸大臣が許可の正しい判断をされるように協力していきたいと思つ次第でございます。

○国務大臣(松浦周太郎君) ただいま労働大臣の御答へになりましたように、御審議願つております港灣労働法附則第七條「港灣運送事業法の一部を次のように改正する。第六條第二項第二号中『この法律』の下に、港灣労働法(昭和四十年法律第 号)第十六條第一項若しくは第十七條を加える」ということで、お尋ねのような問題がありましたが場合には停止または取り消すということでは当然のことでございます。また、許可をされるような申請をしてまだ許可をしていないという場合に、そういう内容を含んでおることが発見されれば許可をいたしません。

○杉山善太郎君 関連でありますけれども、ものついででありますので、ひとつ吉田さんにお許しいただきたいと思ひます。

もう一つ、両大臣から、質問の第二点ということから御答へいただきたいと思つております。港灣労働者の賃金だとか福利厚生施設などを含み労働条件の向上改善、言うならば、先ほど申し上げましたように、この法律は確かに労働法的な側面、事業法的な側面がありますので、大体今日の開放経済体制における港灣産業の位置づけからいきまして、経済問題の中核的な要素そのもののずばりで言うならば、その産業下における労使関係、労働問題が円滑に、たとえば製造業でなくとも、輸送面においてうまくいっているかどうかということが、やはり今日経済問題を幅広く論議する場合の評価の対象になるかと思つております。したがって、港灣労働法が発足をしてひとり歩きをするようになれば、当然そこに登録制が行なわれる。したがって、やはりこの港灣労働の近代化とか、新しい秩序の確立という方向の中で、労働条件であるとか港灣の福利施設というものが向上改善の姿において、それと不可分の関係において、雇用の安定であるとか十分な雇用の確保であるとかというような問題が当然問題となつてくるかと思つております。そこで、お伺いするわけであります。これらの雇用安定確保と不可分の関係を持つ港灣運送事業中の運賃だとか料金等の合理化の問題、たとえば下請という問題について、労務管理の面であるとか、あるいはこの労務管理の圧縮を防ぐために、作業料金であるとか管理料金であるというふうなものの分離する場合が当然これは起きてくるかと思つております。そういう中で、運輸大臣は、運賃や料金をやはりそれは審議会などを通していろいろおきめになる、そういうことが過去の慣行でもありまじやうし、将来においても過去であるかと思つてますが、しかし、そういう場合に、やはり前段申し上げましたような労働条件という、そういう含みの中で、いままでこの前時代的な労使慣行といひますか、

労使慣行というふうなことの、どう形づけてもできないような封建性の強い状態の中で、搾取があり、ピンはねがあるといったような中でこれを合理化していくという場合に、やはりこの運賃なり料金の中に賃金の原資というものが含まれておるのだ、作業料金にしても管理料金にしても、そういう面からこれを許可可能な場合において、やはり当然この法律が発足してひとり歩きするような、そういう方向を考えた場合には、当然許可可な、そういう方向を考えた場合であっても、実質的には新秩序を攪乱するような者はやはり厳重に罰すると言つておられると同様に、やはり実質的に合議をして、運賃なり料金なり、その中に含まれておるところの労務管理なり作業料金なり、そういう賃金原資もそこにあるのだということをどう理解をして考えておられるかという問題を、ひとつ両大臣から、これは重要な根幹の問題でありますから、これは諸外国の例から言へば十数年前に解決されておるわけですが、日本ではこれが初めて新しい労働立法なり、労働立法では割り切れません。二つの側面がありますからデリケートでありますけれども、デリケートだけに、やはり連合審査を通じて両大臣からひとつ見解を伺つておきたい、こう思うのであります。

○国務大臣(石田博英君) 許可、認可、免許取り消しその他の場合につきましては先ほどお答へ申し上げましたとおりであります。料金決定等の際にしましても、事実上の協議を通じて、労働行政の見地から配慮が加えられるように努力をいたしてまいりたいと考えておるのであります。

○国務大臣(松浦周太郎君) 料金の問題については物価等のこともございまして、現在も相当値上げ要求をされておりますが、一面におきましては物価政策との関係にもらみ合わせ、また、経営の成り立つ条件も考えなければなりません。また、能率的な経営のもとにおける適正な原価というものは適正な料金により成り立つておりますから、それも調査いたしまして、また、適正な利潤も含む必要があるということで、特定の利用者に対して

不当な差別的取り扱いをするものでは絶対にございませぬ。そこで、この適正原価というものは、いま御指摘の適正な賃金というもののからの積算によって申請されてくるものでありますから、それを検討して、物価とにらみあわした上に認可するものであります。

○吉田忠三郎君 この法案で、具体的に第二章で港灣の雇用調整画等がございしますが、第三条で計画の策定の内容がそれぞれ盛り込まれております。この策定の内容を見てもまいりますと、港灣の労働者にとつてはたいへん重要であり、また、関心を持たれてはいるのではないかと、こう推測をします。そこで、私は労働大臣に伺ひますけれども、この一から四に掲げました港灣雇用調整計画の内容を具体的に今度は決定する場合には、港灣調整審議会ですか、ここに書かれておりますけれども、この意見を十分聞く、こうなっております。本来この調整審議会なるものは存在しているわけでありまして、この意見を聴取するわけでございますが、常識的には判断すべきけれども、この審議会の構成メンバー、こうしたものが具体的にどうなっているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 先ほど吉田さんおいでにならないときに浅井委員からの御質問がございましたのでお答へをいたしました。もう一ぺん重ねてお答へをいたします。この審議会は、現在の予算では審議会の委員は五名ということになっておりますが、実際の運営にあつてこれを七名にするように目下折衝中でございます。七名にできると思ひます。この七名になりました場合は、二名はいわゆる使用者の立場を代表し得る経験者、それから、二名は労働者の立場を代表し得る経験者、三名は公益代表的な立場にある学識経験者、こういう構成で行ないたいと考えております。直接は内閣の所管でございますから総務長官の所管でございますけれども、ただいま打ち合わせ中のところを経過的に御説明申し上げますとそれとおりであります。

○吉田忠三郎君 大臣から、将来のプラス二名される分も含めて、かなり明解な答弁がありました。十分承知いたしました。

そこで、これまた当然のことかと考えますけれども、したがって、この委員会は、いまお答えになったようなメンバーで、一応労働大臣の所管です。その第三条の中に書かれております重要な事項はすべて諮問されて、その答申に従いまして大臣は第二章の港湾雇用調整計画というものを策定する、こう理解してよろしいのですか。

○国務大臣(石田博英君) この法律に關係するもので港湾調整審議会に諮問をいたすものについて、具体的なものについては、いま事務局からお答えいたします。

○政府委員(有馬元治君) 御指摘の港湾調整審議会に港湾労働法上諮問する事項は、ただいまお話がありました港湾雇用調整計画の一つであります。それから、もう一点は、納付金の額を調整審議会に諮問する、これが第二点でございます。この二つがこの法律上必ず審議会の意見を聞かなければならない事項でございます。

○吉田忠三郎君 ちょっといまの答弁だけでは、まだ私も十分理解できません。ですから、せっかくいま法律がここに出されて、時間の関係上、私はこの一から四までの条文は読み上げませんけれども、この条文だけでは——これは法律というものはこういうものでしょうけれども、きわめて抽象的ですね。ですから、先ほどのせつかつく労働大臣の、従来は構成人員は五名であるけれども、さらに二名を増員することに折衝をいたしておいて、それが可能であるという答弁をいただきましては満足をして、その内容も、具体的に使用者を代表する経験者二名、労働者を代表するこれまた経験者二名、他の三名はこれに關係いたしません。この三条に示されておられる問題について具体的な調整審議会の意見を聞くほか、必要があれば云々と、こうなっておりますから、いまの答弁だけではなくて、こゝまで大臣が前向きに、構成メ

ンバーの氏名は別として、その構想を明らかにした段階では、もうちょっと内容を明らかにして、こういう問題とこういう問題とこういう問題は、少なくともこの審議会が答申を出した答えと、さういふものを使つたから何かえらく気にしておつたが、私は、やはり少なくともさういふ諮問機關に諮問した場合は、原則的にすべてやはり出た答えは尊重する、こういう立場に立たなければ、何ら私は第二章の意味はなくなつてくる、こういう気がしたものでありますから同つたわけです。もう少し内容を具体的に明示していただきたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) 私は、すべてというこ

とばを、はかるべき案件を、この法律で示されている案件すべてと、さういふふうな御発言と受けたものと、それから、こちらでやるものと、その区別を明確にしておかなければならないというので事務的に答えさせた次第であります。審議会の答申はこれを尊重してやうていかなければならぬことは、これは言うまでもございません。これはひとつ明確にしておきたいと思ひます。

それから、もう一つは、御協議を願う相手方が二つあるわけでございます。一つは、中央職業安定審議会、これは三者構成でできているわけでございます。もう一つは、港湾調整審議会でございます。そこで、港湾調整審議会にはかきことと中央職業安定審議会にはかきことと違ふものもあり、同じものもあるわけでございます。その点は事務局からあらためて明確にさせていただきます。

○政府委員(有馬元治君) 港湾調整審議会は、港湾行政の総合調整をはかる審議機関でございますので、この港湾労働法上必ず意見を聞かなければならぬものは、三条三項の規定に基づきます雇用計画の策定について意見を聞く、それから、三十五條の五項に基づきまして納付金の額をきめる場合に必ず意見を聞かなければならぬ、こういううたてまえておられますが、そのほかの

事項について、この法律の施行にあたりまして重要な基準を随所に設定することになっておりますが、これらはすべて労働省に設置される中央職業安定審議会の意見を聞くと、これはもちろん三者構成でございます。さらに、これは六港に適用を予定しておりますが、それぞれの適用港湾ごとに地区職業安定審議会、これも中央職業安定審議会と同様の性格の三者構成機関でございます。この地区職業安定審議会において、さらにこの万全を期する、さういふいわば三段がまえになっておまして、それぞれの段階に應ずる諮問機関の御意見を十分尊重して運営の万全を期していきたい、かような仕組みになっておるわけでございます。

○吉田忠三郎君 おおむねわかりました。それから、この法律の中に、大臣が先ほど答弁されたように、かなりな条項に審議会の意見を求めるというふうな文章がございます。ですから、私は、その点についてまします大臣並びに局長から答弁されたような理解をします。したがって、今度は港湾労働者の福祉の問題もこの中にうたわれております。一つには、事業主に対する協力の義務といたしまして、さういふ意味も含まれたものがこの中にございまして、それから、一面、今度は国はこれに対する助成策といひます、援助をするというやうな意味のものもこれまた存在いたしているわけでございます。そこで、私は、今日の港湾労働者の福祉の実態を見ますれば、これは日本の他の産業もおおむねさうでありますけれども、その中でも、この港湾労働者の福祉の問題については、非常に低い位置づけをされているというところは、私は、労働大臣も職掌柄御存じだと思ひます。しかも、これらがヨーロッパないしアメリカ等との港湾労働者の福祉要件と比較をしてみますと、はるかに問題にならない状態である、私はさう考えています。ですから、さうした中で、今度この法律でこ

ういう事業主に対する努力の義務づけをしたことは、私は、やはり率直に言つて前進はしているものと、

のだと、さう理解します。しかし、ここにも求められておられるように、あくまでこれは努力的な義務を出した限りにおきましては、近代港湾労働福祉というものの考慮を当然してまいらなければならぬじゃないか。さういふ立場から考えしてみますと、この努力義務だけでは、なかなかいま存在しております諸案件は、いかに事業主にこの法律でこのやうなものをきめても、これはあくまでも努力ですから、これは悪口を言うのではないのですよ、大臣。えてして、われわれの質問に対しては、常に努力する、検討するなどという答弁がよくなされますが、しかし、実際の具体的なそれが施策にどう努力の結果が反映したか、施策として取り行なわれたかといふことをわれわれ考えてみますと、残念なことではございませんけれども、えてして、なっていない例が非常に多い。したがって、私は、一体この努力義務といふものは、所管大臣が行政指導としてどの程度義務づけを考えられておられるのか、ひとつお答え願ひたいというふうに思ひます。

さらに、国の援助に関する問題でありますけれども、ここにもまた非常に石田労働大臣らしくないゆるやかな文章になってあらわれております。国及び地方公共団体は、事業主及びその団体並びに港湾労働者に対して、港湾労働者の福祉の増進のための援助を行なうものとする。さういふ大體要綱にも示されておりますけれども、具体的にやりますのか。しかも、ここに示されておられる地方公共団体にはどういふ求め方をしておりますのか。それから、もう一つは、労働者の福祉の増進といひますから、具体的にこれは非常に幅の広いものでございまして、福祉の増進を考へておられるのか、援助の施策として考へておられるのか、この点を解明していただきたいと思います。具体的には、たとえば住宅の建設、あるいは厚生施設の建設その他をさ

すのでありますが、これに對しましては、事業者の努力義務に見合うものとして、国としては融資その他のあつせんを考慮いたしておりますし、その一部分については予算化もいたしておりますのであります。それから、国直接、あるいは雇用促進事業団を通して行なう福祉施設の設置等も計画をいたしております。内容をちょっと……

○政府委員(有馬元治君) 福祉の問題は、これは事業主と国並びに地元の地方団体、この三者が一体になって行なわなければならぬ十分な福祉施設を整わないわけではございませぬ、われわれが過去十年間に、法律によらずに、単に予算措置として講じた金額の総額を申し上げますと、約三十一億十年間に投入しております。これは単年度で約十億の福祉措置の予算として計上しておりますのでございます。したがって、過去のテンポからいいますと、今回法律が新たに制定になりました今日の段階では、非常に福祉に重点を置いて内容を充実していこうという考え方で予算を編成したわけではございます。事業者の努力義務についてはなまぬるいという御指摘がございませぬ、私も私としては事業者へさらに一段と指導もいたしますし、われわれの計画しております住宅の融資にいたしましても、あるいは福祉センターの建設にいたしましても、業者負担というようなものがある程度加わっておりますので、一体となって福祉施設の充実をはかっていくと、こういう考え方で運営をしてまいりたいと思っております。

○吉田忠三郎君 港湾の関係については、すでに今年度の場合には予算が通過してありますから、その中で増額をどうしようということを掘り下げて、これは始まりません。ですから、多くを申し上げません。ただ、大臣が答弁されましたように、国自体で施設を拡充していくという面、これは大いにけっこうなことだと思います。ただ、どんな事業でも、えてして、政府は援助するとか、あるいは助成するとかいうふうなことを強く訴えたり、あるいは文にうたつておつても、具体的に内容を聞いてみますとと融資だ、こうなるのです。これは融資し

ないよりいいのかもしれないけれども、いずれこれはやはりどんな事業主にとつてみても、借金であることは間違いない、しかも、金利などというものは非常に高いのでございませぬ。皆さんは金利などは低いのであると、こう申されるかも知れませんが、港労働者の福祉を前提とした諸施策でありますから、そういう面から見ますと、私は、金利などというものは高い、こう理解している一人でございますけれども、ともかくにも、借金政策であることには間違いないですね。さなだに、今日おかれておりますこうした施設を通して港労働者の福祉を増進していくということになりますれば、勢い、何とかいたしましてこの資金が必要になってくることは必然だと私は思う。したがって、これはひとつ要望になるかも知れませぬが、もともと融資についても、そのあり方として、私は将来に向けて、政府がこの法律を立案をいたした経緯から見て、これを努力をしなればならぬ、ないか、こう考えるものです。

それから、いまの局長の答弁は、若干誤解したのじやないかというふうに思いますが、私はこの要綱の第五にございませぬこの関係につきましては、なまぬるいというふうな言い方ではないのです。現実の問題として、ここにも書かれておりますように、はしけ内で居住をされている実態がたくさんございませぬ。関連いたしまして、教育の問題も付随してくるでありませぬし、伴って社会問題もいろいろ派生してまいります。こういう現実の姿の上に立つてこの程度の努力目標を与えて、最後のこれは義務であります、こう言つても、実態としてなかなかそうならないのではないかと、うふうに考えられますし、手ぬるいということではなくて、こうしたあまりよくない面については、どうあなた方がつまり行政監督者として積極的な指導をするのかという意味で聞いているわけですから、この点は誤解のないようにして私はお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 国の直接行ないます事は、具体的な内容はあとで局長からお答えをいたします。たとえば住宅とか、あるいはセンターとか、そういうようなものの設置につきまして、從來も国が直接仕事をしてまいりました。この法律で規定しております努力義務に見合うものが融資でございませぬ。そこで、しからば融資をどういうふうに使つて、具体的にどうするかということでありませぬが、建設労働者の飯場なんかと同様でありますけれども、そういうものと同様、基準法上の監督を一方において厳格にいたしまして、その基準法上の監督ばかりして、しかし、金がないと言われては困りますので、その金のほう準備はこちらに一定度の準備をしつつ、他面においては基準法上の監督を厳重にいたすことによつて努力義務を行なわせない、こう考えておる次第でございませぬ。

○政府委員(有馬元治君) 多少説明不十分だったのですが、三十一億の内訳は、大部分が融資ではなくて、直接の宿舍の建設、あるいはセンターの建設に要した経費でございませぬ。ことしの十億のうちにおきましては、五億が住宅融資、こういう内訳になっております。さらに、はしけ内居住の問題でございませぬが、これも見方によつては非常に大きな数字になりますけれども、私も私としては、二千世帯以上にはのぼるはしけ内居住者のうちで、直接対策を講じなければならぬという数字は約千五百世帯くらいを見込んでおりますが、これらについても、住宅の提供、あるいは船だまりの整備というふうなことをやりまして、この二十七条の事業主の努力にこたえてまいりたい、かように考えております。

○吉田忠三郎君 そこで、たまたま船だまりの整備などの関係につきましても関連して答弁されましたが、あまり時間がございませぬから、私はこれでやめようと思ひますが、たとえばいまお答えになりましたような、これは港湾整備のほんの一部でございませぬけれども、船だまりなどの整備につきましても、しばしばわれわれの運輸委員会でも問題になっておるところでございませぬ。しかも、この法案は、先ほど同僚の委員からも質問されたように、一面においては労働法的な性格を持つております。一面においては、これは事業法的な性格を持つておる特殊な私は法律形態になっていると思ひます。そのことのよしあしはここで私は論じようと思ひませぬけれども、ただ、何かの問題をとらえても、私は省庁別に見まして、運輸省と非常に関係のある法律だと、たまたま運輸大臣が参りましたから一緒に伺つておきますけれども、ややとすると、この日本の省庁の、これはだれがそうさせるのか、あまり存じ上げていませぬけれども、なわ張り争いということなんですね。えてして、官僚の諸君にそういう傾向が多いのでございませぬ。したがって、そういう問題をどう一体運輸大臣と労働大臣が調整し合つてこの法律の万全を期しようとしているのか、この際、たいへんな一つの方針になりますから、それぞれの大臣から伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 官庁間にあるなわ張り争いの存在というものを、どうも私も全面的に否定するわけにはいかないものでありますが、ただ、私は、私も松浦さんもいゆる官僚出身者でございませぬ。したがって、この法律を提案するにあたりまして、いろいろ両者間それぞれの立場で議論の相違はございましたが、われわれ政党内閣の立場に立ちまして、大局的な見地からできる限りの調整につとめてまいつたつもりであります。したがって、この法律の運営にあたりまして、いまこの法律自体、こゝでまとまつたのでございませぬから、このまとまつた上に立ちまして両省庁間の連絡を密にいたしまして、法律の上に直接具体的に書いてないことでも、実質上の協議を通じて効果をあげられるように努力をしてまいりたいと思ひます。

○国務大臣(松浦周太郎君) いま石田労働大臣が仰せになりましたように、それはどの官庁でもなわ張りはありませんけれども、この問題は両局長が非常に長い間折衝せられて、幸い石田労働大

臣は、勞政については私の先輩でございますが、私も多少勞政をかじっているから、これはそういう意味で政党内であるためにまともなところがあると思います。でありますから、その精神をひとつ今後とも局長及び副局長は、私も二人の考え方を継承していきましたならば、これは必ずうまくいくと思ふのです。特にこの問題で一番手をやくだらうと私が思ふのは神戸なんです。神戸の問題が一番むずかしいと思うのです。けれども、最近神戸の市長も、あるいは神戸のこの方面の業界の方々も非常に反省しまして、この際、ひとつ両省の組織をかりて旧套を脱皮しようという熱意に燃えているのですから、この際、私は、やはり一段階はしご段を上るときである、いいチャンスである、こう思っておりますから、吉田さんもひとつ御協力をお願いしたいと思います。

○吉田三郎君 両大臣の答弁がございまして、しかも、松浦運輸大臣のほうからも協力の要請がございましたが、これは私も、港務労働者の何といたしまして大きな問題ですから、協力はやぶさかではないわけです。いま両大臣の答弁を聞きまして、私は意を強ういたしましたけれども、しかし、両大臣が、この法律がかりに通つたとしても、これが根がはえ、だんだん成長するまで大臣をやつておるものではないと思ふのです。幸い労働大臣の省のほうは新しい省庁かどうか、比較的官僚も、質的に、私の見るところでは、良識派が比較的——比較的です、比較的に、これは歴代大臣の努力の結果だと思ふけれども、多うございまして。しかし、松浦さんのほうは、これはかなり古い歴史のある省でございまして、これはまあこの法律とは関係ございせんけれども、いろいろわれわれは運輸委員会の問題を投げかけてみたり取り扱つてみたりしておりますけれども、まだまだ官僚の中にはなわ張り的な意識がございまして、これがために、たとえば一つ観光行政を見ても、依然としてそういう面がうかがわれるのです。これは、幸い、いま労働大臣から、そうした傾向はないとは否定しないと、こう

おっしゃっていますから、私もあえてこれ以上申し上げようとはしませんけれども、こうした事柄は、かりにささやかであつたとしても、存在するとするならば、これはやはり弊害ですから、取り除かなければ国民のためにならないわけですから、せつかりつぱなかりに法律がでさうしたとしても、ですから、十分官僚の諸君は、両大臣のただいまの答弁を踏まえて、さうなことのしないように私は運営にあたつていただきたいこと、それから、両大臣は、在任期間中は、せつかくこの国会の場で答弁したことですから、できるだけさうなことのしないように官僚を私は高い見地に立つて指導していただきたい、こういうふうに考えますので、このことを申し添えまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○小柳勇君 重複を避けて三十分ばかり質問いたします。運輸大臣と労働大臣に、原則的なことでありますが、質問いたします。中国に参りまして一番力説されたのは、あそこ海運荷役作業が組織化された、これが日本の海運省みたいなところに統括されたわけですね。そうして労働組合が鉄路工會に一本なんです。日本の全港務と私鉄総連と國鉄の労働組合のようなものが一本のようなもので鉄路工會ができていますが、われわれ荷役作業など、海岸にまゐりまして、かつてクリーといわれたあの荷役作業が上海などでも非常に統制されて、完全に陸上海上、その荷役作業の労働者が一体となつて運輸作業に従事しておるという点、これを實際聞きまして、また、見てまいりましたが、いまこの日本の運輸事業は、陸上海上ともに、非常に統制されております。船員法もありません。船員の取り締まりももちろん非常にきびしいし、陸上のほうでも國鉄なり私鉄なり、非常に統制があります。この荷役作業、いわゆる海岸荷役など、港務運送事業というものが、労働者の面でも事業の面でも、谷底のような感じがいたします。この面について運輸大臣の認識を聞きまして、それから、それに従事している労働者の生活は、船員労働者及び國鉄、私鉄などの労働者に

比べて非常にまだ労働法上保護されていない。この問題の認識、見方をまず運輸大臣と労働大臣からお聞きいたします。

○國務大臣(石田博英君) 港務運送事業の実態、あるいは港務運送の実態についての問題は運輸大臣からお答えを申し上げるのが適當だと思ふのですが、ただいま御指摘のように、港務労働の実態は、著しく他の産業に比べて劣つております。また、その雇用の形態等に改善を要すべきものが非常に多いというところは私も承知いたしております。いかなる労働でも思ふのでありますが、特に港務労働がいわゆるクレーン的な存在であつてはならない、これはもう私どもの労働上の信念でありまして、そういう立場からこの法律をつくり上げたのであります。

○國務大臣(松浦周太郎君) 御指摘になりましたことはごもっともなことなんです。どこへ行きましても、まあいままで十六ぐらひ港務を見たのですが、それは必ず運送事業関係のところをのぞいて回つて見ておられますが、だいたい建物もよくないところもありまして、また、非常な悪い建物の中に入つておるものもある。まあ先ほど来話がありました神戸なんか、古い組織でやつておるわけですね。組といふことでやつておるわけですね。したがつて、これはどこが悪いかというと、國の港務に對する荷役設備の投資というものが私は問題だと思ふのです。それで、ハンブルグの川は両方が林のようにクレーンが、あるいはハドソン川、ニューヨークに行つても同様であります。その川のクレーンのうしろにはインクラインがあるとか、あるいはベルトがついておるとか、あるいはパイプがあつて、小艇でも何でもすぐ対岸に掲げるとかといふような設備であつて、ボタン作業なんです。ところが、こつちは全部肩でやるもので、それから特殊の人間が必要なんです。それで、船が入つたとき、入らぬときといふようなときがあるから神戸のような事件が起きます。しかも、その企業は小さいのです。これは港務の荷役設備といふものを、荷揚げといふか荷役といふか、設備とい

うものをやはり先進國並みに、日本もここまでの輸出量を持つようになったのですから、やはりこれは國の投資をさせる必要があるというのが私の主張なんです。そして運送事業といふものを統合して大きな企業体にすれば、そこに働く勤勞者の組合も大きくなつて、さうして近代的なこともできるといふようなことになりまして、やはりさうすればコストも、合理的にいきましますから、安くになります。運賃コストも安くすることになります。でありますから、やはり先んずるものは國家の公共投資がクレーンやインクラインにかはることにならなければ、いまのようなことで荷役をどんどんやらしておるものから、また船内荷役がまだ問題なんです。ちやうど炭鉱の坑内に入つたやうな状況なんです。さういふ状況を直すことが先決であるので、それが直つたならば統合して大きな企業体にする、さうすれば労働組合も大きくなつて話し合ひもうまくいく、さういふふうから考へておるのですが、その過程にあるもので、さうから非常にむずかしいところなんです。

○小柳勇君 港務については港務管理組合がありまして、地方自治体なども入つてやつておるわけですが、荷役作業は野放し、民間作業野放し、さういふところに問題がありますから、いま大臣は荷役作業の機械化のほうだけを考へておられるが、たとえば荷役作業の公社など、政府が管理下に置くような荷役作業、港務運送事業、さういふものの構想があるのかないのか、お聞きいたします。

○國務大臣(松浦周太郎君) それはいまのところあくまで自由企業ですから、自由企業における統合を希望しております。

○小柳勇君 自由企業では政府が金を貸して設備をするだけでして、それは大企業だけしかできないといふことでして、さうすると、中小企業などまた問題が起きます。さうすると、中小企業など進んで、管理組合に準ずるような荷役作業の管理、さういふことについても少し体系的な國家の意思が入る、あるいは非常に地方自治体などの

○小柳美君 一般労働法について質問していきます。まあ普通労働法であれば、組織された労働者が交渉相手を持ちまして労働協約を結んで生活を守っていくわけですが、この港湾労働法は、労働省の出先機関である職業安定所に登録して、そうしてあぶれたときには調整手当を出すと、そういう仕組みなんです。したがって、まあそれはそれでいいですが、そこで、登録された労働者が組織をもって団体交渉をする相手はどちらなんです。

か。

○政府委員(有馬元治君) 登録制度をとることに
よりましてまあ集団ができるわけですが、これが
まあどういふ形に組織化されるか、それによつて
いろいろ違つてくると思いますが、われわれのこ
の港湾労働行政のやり方は、各港別に定数をきめ
て具体的な登録制度なり調整手当、この調整手当
は全国プール計算でやりますけれども、港単位に
なるという考え方もありますから、まあ港ごとに
組織化されていくのじゃないか。そうした場合
に、相手方の使用者がばらばらの形にとどまつて
おるか、あるいは使用者が何らかの結合をする
か、そういう将来の形につきましては、まだはつ
きりした予測はついておりませんけれども、まあ
いづれにしても、賃金その他の労働条件は、常用
港湾労働者の条件と、それから、一方で日雇いの市
場における賃金その他の条件がございます。まあ
この両面と密接な関連を持ちつつ、登録港湾労働
者である日雇い労働者の労働条件がきまつてくる
のじゃないか、かようなまあ一般的な推測をして
おるわけでございます。

○小柳勇君 この労働法、労働組合法の七条と
十八条の適用なんです、労働協約の適用、十七
条のはうは事業場としての適用、十八条は地域の
適用なんです、このどちらを考へていますか。
○政府委員(有馬元治君) まあどちらの形が出て
くるかという御質問ですけれども、私もどちら
らの形になつてくるか、ちよつといまのところ予
測がつかかねておる状態でございます。これはど
うせ労働者側の組織化に応じて使用者側の体制も
整つてくると思ひますので、まあどちらかの形態
できまつてくるかと思ひますが、私もどちがいまの
段階で予測を申し上げることはちよつとむずかし
い状態でございます。

○小柳勇君 運輸大臣でも労働大臣でもいいん
ですが、運輸大臣の構想としては、沿岸荷役などの協
会ができるのだということですが、大きな協会に
統合してまいりますと、これは全港湾という労働
組合がありますから、それが全部は代表しないで

しょうけれども、全港湾が協会と交渉するかもし
れない。しかし、地域的には、たとえば関門にお
けるこの登録された労働者が労働組合法の承認を
得れば労働組合になりますからね。そうすると、
その関門のあれで交渉する場面もある。あるいは
調整手当が少ないからといってその職安に交渉
する場面もある。あるいは一つの会社に行つて、
そのその雇われてる会社の社長と交渉する場
面もある。いろいろ場面がありますが、それは限
定しないで、一般労働法の精神で今後団体交渉が
できて労働協約を結べるのだと、こういう認識で
いいですか。

○政府委員(有馬元治君) いろんな場面を御指摘
でございましたが、労使関係の問題については、
なるほど労使間で協定を結んでいくということに
将来あるいは相なるかと思ひます。個別であつた
り、あるいは統一の形であつたり、いろいろある
と思ひますが、調整手当については、これはこの
法律で労働大臣が額をいろいろ手続を経てきめ
ると、こうなつておりますので、これは安定所な
り、あるいは事業団との協約で金額がきまるとい
うことにはならないと思ひます。

○小柳勇君 調整手当がその賃金の約六割です
ね。その賃金というのは、さつきおつしたよう
な地域的なものでしょう。そういうしますと、
その調整手当というのは地域的な差が出てくるの
ではないですか。

○政府委員(有馬元治君) 六割補償の考え方で先
ほど御答弁申し上げましたが、七百六十円と五百
円と三百三十円、大体三段階の金額を想定して
おるわけでございます。

○小柳勇君 だから三段階ですから、それはまだ
いま限定していませんからね。たとえば関門は何
級になるのか、神戸は何級になるか、まだ決定し
ていないでしよう。決定しましたか。

○政府委員(有馬元治君) その具体的な金額の適
用は、その人の賃金によつてきまるわけござい
ますので、関門は三百三十円、大阪は七百六十円
の最高と、そういうきまり方ではないわけです。

○小柳勇君 したがいまして、調整手当でも、そ
のころの賃金が基礎である。その賃金について
は、ただいま申し上げましたように、協会と交渉
するかもしれない、あるいは会社と交渉するかも
しれない。ただ、労働組合をつくりまして、交渉
相手というものがなければならぬ。この港湾勞
働法と銘打つて出された法律は、交渉相手はどこ
に求めているかと、そのことを聞いていたわけ
です。

○政府委員(三治重信君) これはまあ非常にむず
かしい問題でございます。実際の登録された日
雇い労働者だけで労働組合ができるのか、あるい
は例の港湾の常用も含めて労働組合ができるの
か、そのところもまだわからない。実際のところ
さういふ意味において、現在の港湾労働者の組
織状態は、それほど何と申しますか、日本の一般
の工場事業場のように、企業組合にもなつてい
ないといふことで、労働組合の組織が今後どうい
うふうになつていくかといふことは予想できな
い。そうしますといふと、もしも日雇い登録労働
者で労働組合ができたといふ場合には、その日
雇い労働者を雇う港湾事業主と、まあ原始的には
個別に、あるいは港湾事業の業者の団体があれ
ば、その業者の団体に交渉を申し込むこともでき
るといふふうに、どちらでもできる。それを業者の
団体で応ずるか個別で応ずるかといふことは、業
者の考え方によつてことになりま。

○小柳勇君 そうしますと、団体交渉をやるこ
と、これは、はしけだけの認識ですけれども、こ
の港湾運送事業法の第三条では、検査事業、鑑定
事業、検査事業とありますから、そういうものは
いま組合があるわけですよ。支部があるわけです
よ。そういうものは各会社で交渉しておる。しか
し、いまおつしやるように、近い将来に協会がで
きますと、そういう協会などで統一交渉ができる
ようになります。その場合、労働協約を結ぶ
と思ひますから、したがつて、十七条を適用する
か十八条を適用するかでその労働者も限定してま
います。それがさつき言いましたように、六割

の調整手当にはね返つてくるわけです。だから十
七条を適用するの十八条を適用するのとかさつ
き聞いておるわけですが、何かさつきそこにメモ
があつたようですが、ありませんか。

○政府委員(三治重信君) これは何と申しま
すか、ことに十七条の場合は一つの工場事業場に常
時使用される同種の労働者といふことになつてお
りますから、日雇い労働者の労働組合であつたな
らば、十七条は一つの工場事業場、こういうこと
になつておりますから、できないと思ひます。こ
れはなかなか適用しにくいと思ひます。それか
ら、十八条の地域的に一般のやつにつきましては、
これはその登録労働者の大部分が組織化され
ておつて、それに基づいて労働協約がやられる場
合には、組織されない、また、ほかのより小さな
組合が労働協約を持たぬでも、大部分の大きな労働
組合——一つの港湾の地域における大部分の日
雇いの労働組合の労働協約によつて適用するとい
うことになつておると思ひます。

○小柳勇君 いまの労政局長の説明によりま
す、十八条を適用するのが妥当であるといふこと
ですか。

○政府委員(三治重信君) ここに書いてあります
ように、十八条の「一の地域において従業員する同
種の労働者の大部分が一労働協約の適用を受ける
に至るときは、当該労働協約の当事者の双方
又は一方の申立に基づき、労働委員会の決議によ
り、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域にお
いて従業員する他の同種の労働者及びその使用者も
当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をす
ることができ。」といふことでございまして、
とにかくさういふふうな労働協約ができた場合
に、この一般的な拘束力をやるといふときには、
その決定がないとできないわけですよ。将来さうい
うふうな労働組合がさういふ協約を持った場合
その申請をする権能と申しますか、権利はこの十
八条によつて出てくるわけでありま。

○小柳勇君 これは日雇い労働者だけじゃないで
すからね、常用雇用もありますから、これは通告

してなかつたから、少し検討していただきたい。これは午後やりませう。これは速記録に載りますとずつとそれでいきますから、勉強して答弁していただきます。

それから、職業安定所長の権限が非常に強くなりまして、登録しますと、これはもう首根っこを握るような点、この点が一つ。

それから、調整手当を出してしましても、これは六割ですから、大割調整手当をもらいますと、これが強制的に職業訓練に持っていく危険性がありますね。その人は調整手当をもらって、あぶれたからちやうどいいから職業訓練にいきなさいといふて持っていく可能性が非常にあります。あるいはそうされるかもしれない、この法律の中身は。そうしますと、いまもいろいろ問題になりました。もうな日雇い労働者などは、たとえば一万二千元もらうから、それで家族が食えるかという、なかなか食えないのだ。それで、たとえば野菜をつくって食糧の補充をしたり、いろいろしなければならぬ。この法律によりまして調整手当をもらうために職業訓練などに時間を一切とられて、あとの野菜をつくることもできないで生活困窮、一切もう生活全部最低生活に拘束される危険性はないか。これは大臣にお聞きしておきます。

○国務大臣(石田博英君) 前段の職業安定所長の権限というが、力が実質的にかなり強い影響力を持つことは、これは事実だと思ひます。そういうことは考えられると思うのでありますが、ただ、それは人事の交流適正、あるいは行政的な運用の考慮によりまして、弊害の生じないように努力をいたしたいと思ひます。

第二段の問題は、そういう強制的に訓練所に持っていくようなことが法律上あるかないか、私はそういうことではないと思ひます。強制的に持っていくというところは、これは避けるべきだと思ひますけれども、しかしながら、より高い収入を得られるための職業訓練を受ける適当な時間というふうなそれを運営されることは、本人の承諾と、それから事情等を考慮して行なうことは

必ずしも不適当なことではないと思ひのであります。ただ、強制的に行なわれることはやっぱり避けていきたいと思ひのであります。

○小柳勇君 もう一点、雇用促進事業団で調整手当を出すのです。その原資は両方から納付金でやりますから、そうしてそこに、この法律を読んでみまうと、その雇用促進事業団が職業訓練を実施するようになってくる。したがって、調整手当を出したのだから、もうきょうは仕事がないのだから、この際、ひとつ職業訓練をやつて——それは親心かもしれないが、逆に、それがその人の生活を一切拘束することにならぬか、こういう質問をしていくわけですか。

○国務大臣(石田博英君) これはまあ親心もあるし、それから成績をあげるという気持ちからもあり得ることだと思ひます。しかし、やはりあくまで本人の自由意思といふことを尊重するように運営していくべきものと考えます。

○政府委員(有馬元治君) 大臣の答弁を補足させていただきます。

第一点の、所長の権限の強大化については、そういう心配がないように地区安定審議会という三者構成のやつをかぶせておまして、相当重要なことについては全部審議会の意見を聞く、こういう体制になっております。

それから、訓練の問題ですが、大体平常な状態においては、月のうち四、五日程度のあぶれが予定されると思ひますが、この四、五日のあぶれを全部訓練にくぎづけするという考え方はございませんで、そのうちの若干の日数をかけて、一般的な教養と安全教育に重点を置いて訓練をする、こういう考え方でございします。したがって、家事の用件とか、あるいは、いわゆるアルバイト的な面について自由意思を拘束してまで調整手当で強制するということは、この港湾労働の場合にはないと思ひます。

○小柳勇君 時間がないからこれで終わります。労働大臣、労働者のほうは、雇用促進事業団とか、あるいは職業訓練とか職業安定所などで、い

ゆるお役所的に縛るわけですか。事業主のほうは、さつき運輸大臣が言われたように、野放しの民間事業、こまいのもあるし大いなのもあるし、はしけもあるし船内のようなものもあるし、こういうような矛盾は早急に解決しなければならぬ。じやないですか。近代民主国家の労働者、しかも、沿岸で危険な作業をやる労働者の生活、片一方のほうでは、がっちり結んで民間に野放しにほうり出すという印象を受けるわけです。したがって、冒頭に私は運輸大臣に質問いたしましたように、陸上交通の労働者のように、あるいは船員のよう、そういうようなものと秩序ある——このちやうど中間地帯ですから、秩序ある生活、企業、作業というものを早急に作り出していかなければならぬと思ひます。それに対して、もう一度労働大臣と運輸大臣からの答弁を聞きまして質問を終わります。

○国務大臣(石田博英君) これはもうお説のとおりであります。この法律実施についてのいろいろの時期尚早論というものが生まれてきた一つの要因も、またそこにあると思ひますが、この法律実施を効果あらしめるためには、やはり現在の運送業者の実態というものをすみやかに改善してもらわなければならぬ、こう私も思ひます。先ほど運輸大臣は、港湾施設の充実、近代化を通じてそれをはかつてまいりたい、こういう意味の発言がございましたが、やはり協業、統合等を通じて近代化をはかつてもらうことが必要であらうと私は考えます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 先刻も申し上げましたとおりでございます。勤労者を不利な方向に追いやることのないようにするためには、何と言つても、総合的に見て一番労働組織なり労働のあり方がおくられているというの、やはり設備がおくられているのです。設備が近代化をされていなければ、そこに働く人も改善されていかれないのです。古い方法でなければやっていけないといふたような現状なんです。だから、設備を近代化していけば自然に作業も楽になるし、また、生活も豊

かになるということによってすべてが解決するのではありませんから、今年も六千五百億のうちの一千億というものは陸上設備の方向に出すことになつておりますが、これにもさらに拡大していつて、六千億のときは、特に船待ちその他の状況を見まして、設備の拡大をしなければならぬ。これは政府は率先してやらなければならぬことであると思ひますから、先ほど吉田議員からお話がありました。いつまで私も大臣をやっているわけではないと思ひます。しかし、議員としてでも、あくまでもこの点はわれわれの出した案でございますから、成果を得られるように、一議員としてでも努力するつもりでございます。

○委員長(藤田藤太郎君) 他に御質疑はございせんか。——御質疑がなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認めます。よつて連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。
午後零時四十九分散会